

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

1 改正理由

「特定非営利活動促進法」(平成10年法律第7号)の一部改正に伴い、滋賀県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年滋賀県条例第34号)の必要な規定の整理を行う。

2 改正内容

(第4条関係)

特定非営利活動法人の設立の認証に係る規定であり、認証の申請があった場合にはインターネットの利用等により公表をするが、この公表を認証又は不認証の決定がされるまでの間行うこととする条項が追加されたことに伴い、以降の条項の項番号が変更になったもの。

3 施行日

令和3年6月9日から施行する。

4 今後のスケジュール

令和3年4月9日	県政経営幹事会議
令和3年4月12日	県政経営会議 協議事項
令和3年4月	議案決裁
令和3年4月15, 16, 19日	議会会派説明
令和3年4月	議案上程
	常任委員会

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年滋賀県条例第 34 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 特定非営利活動促進法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 4 条関係）
- (2) この条例は、令和 3 年 6 月 9 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年滋賀県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項および第 2 項中「第 10 条第 3 項」を「第 10 条第 4 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>第4条 法第10条第3項（法第25条第5項および第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p>2 法第10条第3項の規定による補正は、規則で定めるところにより、その旨を記載した書面を知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>第4条 法第10条第4項（法第25条第5項および第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p>2 法第10条第4項の規定による補正は、規則で定めるところにより、その旨を記載した書面を知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>第5条以下 省略</p>

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案【概要】

本法案の提出の背景

- 直近の改正である平成28年改正法に規定された見直し条項の時期（施行から3年）
- 関係団体から、NPO法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO法人の事務負担を軽減してほしいとの要望・意見

① 設立の迅速化

現状 縦覧期間（1月）+ 認証決定までの期間（2月） → 縦覧期間の短縮により、認証までの期間も短縮

② 個人情報保護の強化

現状 住所等を明記して役員名簿等を公表・縦覧・閲覧 → 個人の住所等の記載を除いて公表・縦覧・閲覧

③ 事務負担の軽減

現状 毎事業年度における書類の提出が過度の負担 → 提出書類を削減して法人の事務負担を軽減

縦覧期間の短縮 【①設立の迅速化】

- 設立認証の申請の必要書類の縦覧期間を、「1月間」から「2週間」に短縮する。
- 所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用等により公表する。
⇒ この公表は、所轄庁による認証・不認証の決定までの間、行うものとする。
- 申請書や添付書類に不備がある場合の補正期間を、「2週間」から「1週間」に短縮する。

住所等の公表等の対象からの除外 【②個人情報保護の強化】

- ◇ 設立認証の申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
 - ◇ 請求があった場合にNPO法人（認定・特例認定）が閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」
 - ◇ 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」
- これらについて、個人の住所・居所についての記載の部分を除く。

NPO法人（認定・特例認定）の提出書類の削減 【③事務負担の軽減】

- 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とする。
（※ 引き続き、「書類の作成」「事務所への備置き」「事務所における閲覧」については、義務とする。）
- 「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とする。

〔【参考】役員等に対する報酬等の状況を記載した書類について、内閣府令を改正し、毎事業年度の提出を義務付ける。〕

その他

- 公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
- NPO法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定を設ける。
- その他所要の規定の整備を行う。

改 正 案	現 行
<p>（設立の認証）</p> <p>第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員に係る次に掲げる書類</p> <p>イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>三〃ハ （略）</p> <p>2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所に</p>	<p>（設立の認証）</p> <p>第十条 （同上）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （同上）</p> <p>イ （同上）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>三〃ハ （略）</p> <p>2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p>

<p>において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>一 申請のあつた年月日</p> <p>二 特定添付書類に記載された事項</p> <p>3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。</p> <p>4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。</p> <p>（定款の変更）</p> <p>第二十五条 （略）</p> <p>2〃4 （略）</p> <p>5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>（事業報告書等の公開）</p>	<p>一 （同上）</p> <p>二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的</p> <p>3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から二週間を経過したときは、この限りでない。</p> <p>（定款の変更）</p> <p>第二十五条 （略）</p> <p>2〃4 （略）</p> <p>5 第十条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>（事業報告書等の公開）</p>
--	---

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一～四 （略）

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ （略）

六～九 （略）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一～四 （略）

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ （略）

六～九 （略）

2 （略）

（認定の通知等）

第四十九条 （略）

2・3 （略）

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二・三 （略）

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 （略）

2・3 （略）

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款

2 （略）

（認定の通知等）

第四十九条 （略）

2・3 （略）

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二・三 （略）

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 （略）

2・3 （略）

4 （同上）

等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

5] 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(新設)

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)
第五十四条 (略)

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)
第五十四条 (略)

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 一 前事業年度の寄附者名簿
- 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

四 (同上)

五

3・4 (略)

(役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 (略)

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及

3・4 (略)

(役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。)に提出しなければならない。

2 (略)

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及

六

び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条、第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。